

新市街地開発意向に係るサウンディング調査
実施要領

令和5年(2023) 12月

恵庭市企画振興部まちづくり拠点整備室

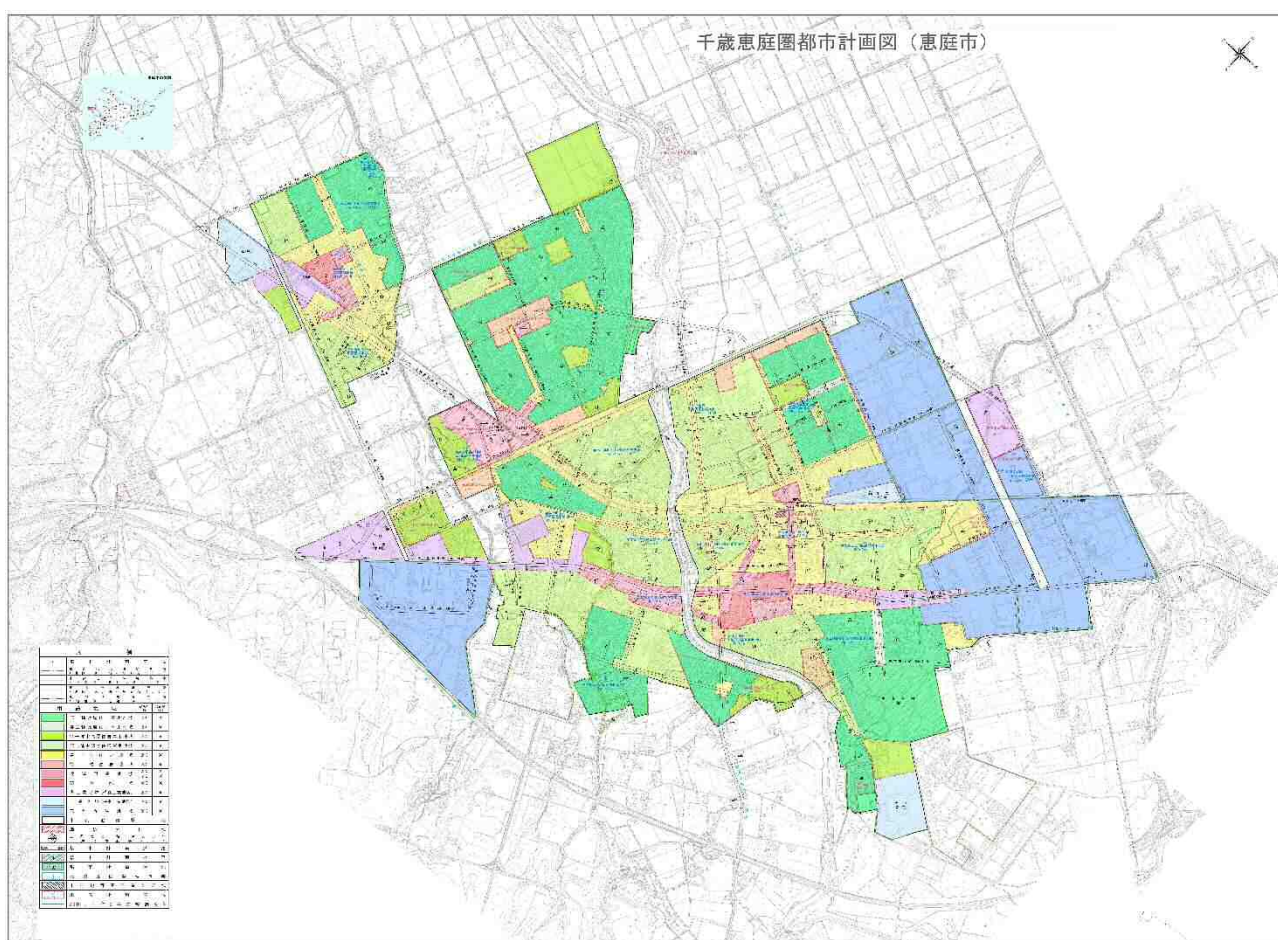
まちづくり推進課

1. 調査の目的

本市の「恵庭市都市計画マスタープラン（令和3年8月策定）」の土地利用方針において、恵庭・島松・恵み野のJR3駅を地域拠点としたコンパクトなまちづくりを進めており、地域特性を踏まえた住宅地の形成、住宅環境と調和した生活利便施設の誘導および沿道サービスの提供、戸磯地区を中心とした産業活動の拠点化および工業集積を推進しております。

現在、「供給出来る住宅用地の減少」、「様々な業種からの工業団地への引合いが増加しているが市の工業団地は完売」、「千歳市への次世代半導体製造企業ラピダスの進出による新たな需要」といった状況であることから、新市街地の可能性の検討を進めるため、開発事業者を対象にサウンディング調査を実施します。

2. 現況の都市計画図



3. 調査事項

- (1) 恵庭市における開発意向・可能性
- (2) 住宅地、商業地、工業団地の需要動向
- (3) 既存市街地から考えられる土地利用方法
- (4) 事業手法および事業スケジュール
- (5) その他（独自提案など）

4. 参加対象および除外条件

(1)参加対象

市街地などの開発実績（事業主体で無くても可）がある法人又は当該法人を含むグループ。

(2)除外条件

次のいずれかに該当する場合は、今回の調査に参加することはできません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する場合
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている場合。
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている場合。
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の統制下にある者。また、暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が含まれている場合。

5. スケジュールおよび手続き

(1)参加申込

別紙1「エントリーシート」に必要事項を記入し、Eメールにて**7. 問合せ先・申込先**のメールアドレスへお送りください。

件名は【企業名_エントリーシートの提出】としてください。

○ 申込受付期間

令和5年12月18日（月）～令和5年12月26日（火）

(2)対話実施日時および場所等

参加申込を確認した後に、恵庭市からご担当の方へ連絡させていただき日程および実施方法について調整させていただきます。

(3)調査票の提出

対話実施の3日前（土日祝を除く）までに、別紙2「調査票」をEメールにて**7. 問合せ先・申込先**のメールアドレスへお送りください。

(4)対話の実施

○ 実施期間

令和6年1月10日（水）～令和6年1月24日（水）（土日祝日除く）

○ 所要時間

1時間程度

○ 実施場所

北海道恵庭市役所またはWEB会議システム

6. 留意事項

(1) 調査参加者の扱い

- ① 調査参加者の名称は公表しません。
- ② 本サウンディング調査の内容は、今後実施する対象物件の利活用検討の参考といたします。双方の発言・説明とも、あくまで対話時点での想定のものとし、何ら約束等するものではないことにご留意ください。
- ③ 対象物件に係る事業者公募等を実施することとなった場合、本サウンディング調査への参加実績が優位性を持つものではありません。
- ④ 本サウンディング調査の実施結果の概要等を公表する際は、事前に各参加者に内容を確認いただきます。

(2) 調査に関する費用

本調査の参加に要する費用は参加者の負担とします。

(3) 追加対話への協力

必要に応じて、全部又は一部の参加者に対して追加対話（文書照会含む）を行うことがありますので、御協力ください。

7. 問合せ先・申込先

〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地

恵庭市企画振興部まちづくり拠点整備室まちづくり推進課／本庁舎4F

TEL：0123-33-3131（内2335）／FAX：0123-33-3137

メール：machi@city.eniwa.hokkaido.jp